

# 佐賀県家庭の養護推進計画



平成27年3月

佐 賀 県

## 目 次

### 1 はじめに

- (1) 計画策定の趣旨
- (2) 計画の位置づけ
- (3) 計画期間
- (4) 用語の整理

### 2 本県の社会的養護の状況

- (1) 社会的養護の体制
- (2) 児童相談所における相談対応
- (3) 社会的養護の課題

### 3 社会的養護の需要量と供給量

- (1) 社会的養護の需要量の見込み
- (2) 社会的養護の供給量の見込み

### 4 計画の目標と取組

- (1) 家庭的養護推進の目標
- (2) 家庭的養護計画推進のための取組

# 1 はじめに

## (1) 計画策定の趣旨

社会的養護とは、親の病気や離婚、虐待など、さまざまな事情により家庭で生活することができない児童を、公的責任で社会的に養育するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことです。

社会的養護は、「子どもの最善の利益のために」という考え方と、「社会全体で子どもを育む」という考え方を理念とし、保護者の適切な養育を受けられない子どもを、社会の公的責任で保護養育し、子どもが心身ともに健康に育つ基本的な権利を保障します。

社会的養護の充実については、国の委員会において、平成23年7月に「社会的養護の課題と将来像」がとりまとめられ、その中で、社会的養護においても原則として家庭養護を優先するとともに、施設養護についてもできる限り家庭的な養育環境の形態に変えていく必要があるとされました。また、施設が9割、里親が1割である社会的養護の現状を、今後、十数年をかけて、施設の本体施設、グループホーム、里親等の割合を3分の1ずつにしていくことが目標に掲げられました。平成24年10月には国の委員会において、「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」が取りまとめられ、その中で、都道府県は、平成27年度を始期とし、家庭的養護の推進に向けた「都道府県推進計画」を策定し、地域の実情に即して、推進期間(15年間)を通じて計画的に取組を推進することとされています。

## (2) 計画の位置づけ

当計画は、平成24年11月30日雇児発1130第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」に基づき、佐賀県における家庭的養護の推進に向けた県推進計画として策定します。

## (3) 計画期間

当計画の期間は、平成27年度から平成41年度までの15年間とします。

当計画においては、推進期間(15年間)を通じて達成すべき目標及び推進期間を5年ごとの3期(前期・中期・後期)に区分した各期(5年)ごとの目標を設定し、5年ごとの期末に目標の見直しを行います。

## (4) 用語の整理

「家庭養護」…………… 社会的養護が必要な子どもを、養育者の住居で生活をともにし、家庭で家族と同様な養育をする里親やファミリーホームを言います。「施設養護」に対する言葉として用います。

「家庭的養護」…………… 施設養護のうち、グループホームや本体施設の小規模グループケアといった家庭的な養育環境を言います。施設養護の家庭的な養育環境と家庭養護と合わせて家庭的養護と呼ぶ場合もあります。

「グループホーム」…… 地域の中に設置する施設養護で地域小規模児童養護施設及び分園型小規模グループケアを言います。

「ファミリーホーム」… 里親家庭等をひとつの小規模な施設とみなし、5人もしくは6人を定員として、子どもを養育する制度です。子どもの養育者には、一定以上の里親としての経験や児童福祉施設等で仕事をした経験が求められます。

## 2 本県の社会的養護の状況

### (1) 社会的養護の体制

本県における児童養護施設（6か所）、乳児院（1か所）、里親等に措置された入所児童数の推移は、次表のとおりです。

平成26年11月1日現在の施設養護と家庭養護の割合は約87対13となっており、また、施設定員295人に対する措置率は83.4%となっています。

■佐賀県社会的養護の施設等への入所・委託児童数

(単位:人)

区分		H11	H15	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
施設養護	児童養護施設	255	232	271	243	249	259	241	226	227
	乳児院	15	10	19	19	15	19	20	20	19
	小計	270	242	290	262	264	278	261	246	246
家庭養護	里親	1	1	15	22	25	31	27	30	32
	ファミリーホーム							3	5	5
	小計	1	1	15	22	25	31	30	35	37
合計		271	243	305	284	289	309	291	281	283

※各年度11月1日現在(里親は前年度3月末現在)

### (2) 児童相談所における相談対応

#### ア 相談件数全体

平成25年度の児童相談所が受理した相談件数は、1,621件で、「障害相談」が52.6%と最も多く、次いで「養護相談」が29.8%です。

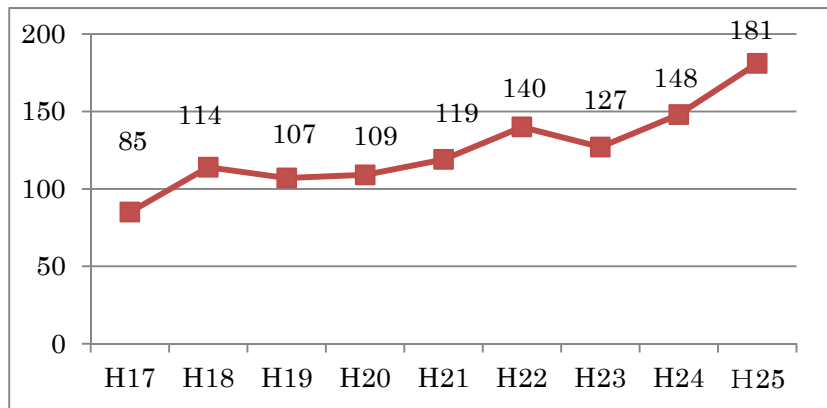
■児童相談所が受理した相談内容及び件数

	障害相談		養護相談		育成相談		非行相談		保健相談		その他		総数
平成17年度	1,136	58.2%	416	21.3%	244	12.5%	124	6.4%	2	0.1%	30	1.5%	1,952
平成18年度	1,573	65.0%	455	18.8%	227	9.4%	126	5.2%	4	0.2%	34	1.4%	2,419
平成19年度	864	51.3%	513	30.4%	145	8.6%	150	8.9%	1	0.1%	12	0.7%	1,685
平成20年度	1,276	61.9%	520	25.2%	133	6.5%	114	5.5%	1	0.0%	16	0.8%	2,060
平成21年度	1,133	58.5%	499	25.7%	131	6.8%	154	7.9%	1	0.1%	20	1.0%	1,938
平成22年度	1,235	62.8%	448	22.8%	157	8.0%	123	6.3%	1	0.1%	4	0.2%	1,968
平成23年度	1,209	62.8%	434	22.6%	175	9.1%	95	4.9%	0	0.0%	11	0.6%	1,924
平成24年度	763	49.2%	467	30.1%	194	12.5%	110	7.1%	1	0.1%	17	1.1%	1,552
平成25年度	852	52.6%	483	29.8%	140	8.6%	127	7.8%	1	0.1%	18	1.1%	1,621

## イ 虐待相談対応件数

養護相談のうちの児童虐待相談対応件数の最近の推移をみると平成18年度以来、連続で100件を超え、高水準で推移しています。特に、平成25年度は181件と平成17年度の2倍以上となり、過去最も多い件数となっています。

### ■ 児童相談所の児童虐待相談対応件数の推移



## (3) 社会的養護の課題

本県では、昭和23年4月に児童相談所を、また昭和58年1月には「中央児童相談所」「婦人相談所」「身体障害者更生相談所」「知的障害者更生相談所」の4相談所を統合し、総合福祉センターを開設して、社会的養護の体制整備に取り組んでいます。しかし、社会的養護については、次のような課題を抱えています。

### ① 施設入所児童への対応

施設入所児童の約5割が虐待によるもので、障害を持つ児童も増加しており、児童養護施設職員の能力の向上を図る必要があります。

### ② 里親等家庭養護の推進

里親等家庭養護の推進を図っていますが、里親の登録数が計画どおりに増えていない状況です。里親制度に関する広報啓発を図るとともに、ファミリーホーム設置の推進を図っていく必要があります。

### ③ 児童相談所の体制強化

他県において児童相談所への相談等があっても関係児童が死亡するという痛ましい事案が発生する中、また、児童虐待相談対応件数が増加し、相談内容も複雑・困難化する中、職員の専門性の向上等児童相談所の体制強化を図る必要があります。

### ④ 児童心理治療施設（情緒障害児短期治療施設）の整備

虐待を背景に情緒障害を持つ児童が増加していますが、本県には治療施設がありません。早期開設を推進する必要があります。

### 3 社会的養護の需要量と供給量

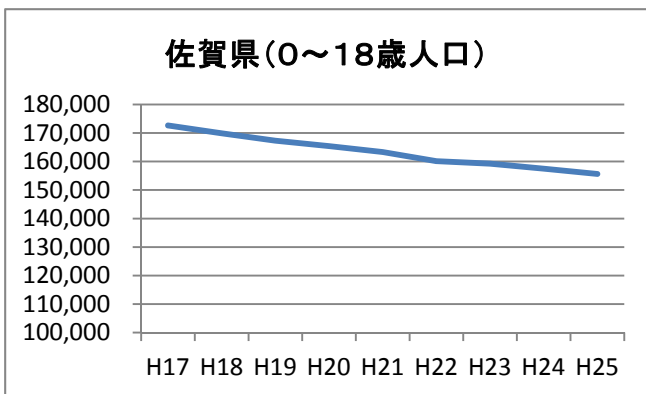
#### (1) 社会的養護の需要量の見込み

本県においては、児童の人口が減少傾向にあっても、児童相談所の虐待相談対応件数のほか一時保護児童数についても増加傾向であり、今後も、社会的養護を必要とする児童の全体数は増加する可能性があります。

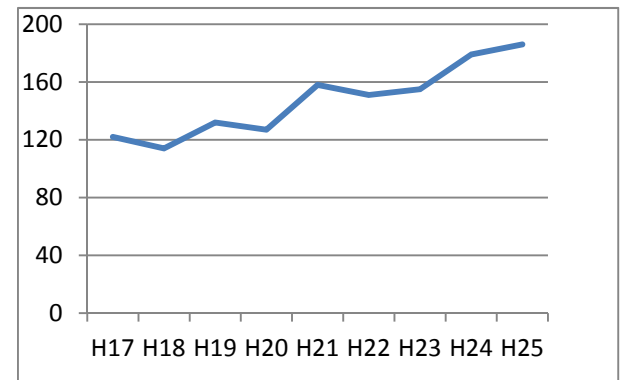
なお、虐待相談対応や一時保護児童が増加する中、養護相談のうち児童養護施設への入所措置や里親委託の児童数については横ばいの状況にありますが、これは、児童相談所に対する相談事由の多様化や対応の困難化がみられることや、児童相談所と地域の支援により在宅支援が可能となったこと等により、児童養護施設等に入所までには至らず、相談を進めたことによるものと考えられます。

今後、本県における、児童養護施設等入所児童数については、子ども（児童）の人口減少や支援等の多様化はあるものの、虐待相談対応件数の増加等を鑑みて、平成26年度現在と同規模の280名程度で推移していくものと見込んでいます。

#### ■ 児童の人口の推移



#### ■ 一時保護児童数の推移



※各年10月1日現在。平成17年と平成22年は国勢調査。その他は推計人口。(佐賀県統計調査課より)

#### ■ 養護相談のうち入所措置又は里親委託の推移

年度	17	18	19	20	21	22	23	24	25
養護相談件数	416	455	513	520	499	448	434	467	483
うち入所措置 又は里親委託	67	72	68	58	68	58	32	44	62
委託率	16.1%	15.8%	13.2%	11.1%	13.6%	12.9%	7.3%	9.4%	12.8%

## (2) 社会的養護の供給量の見込み

本県の施設養護については、現在、児童養護施設が6施設、乳児院が1施設あります。定員が50人前後の比較的小規模な施設が多く、暫定定員となっている施設もあります。

将来は、施設養護についても、家庭的な環境の形態に変えていくため、施設の小規模化、地域分散化を図るとともに、現状並みで推移すると見込まれる需要量と家庭養護の拡大とのバランスを取りながら、十分供給可能と見込んでいます。

本県の里親等の家庭養護については、平成26年3月31日現在、里親登録が59人、ファミリーホームが1か所あります。家庭養護優先の原則に基づき、今後とも、里親制度の普及啓発を図り、里親登録数の増加やファミリーホーム開設により、全国平均を下回っている里親委託率の向上を目指します。(平成25年度末現在、全国平均14.8%、佐賀県12.4%)

## 4 計画の目標と取組

### (1) 家庭的養護推進の目標

本県における社会的養護の需要量及び供給量や施設で策定する家庭的養護推進計画を踏まえ、各期末の施設養護及び家庭養護の目標を次のとおり定めます。

#### ■家庭的養護推進計画

単位：人

		H26.11	前期末 (H31 末)	中期 (H36 末)	後期 (H41 末)
施設	本体	246 (86.9%)	200	160	93 (33.2%)
	小規模グループケア	(39)	(82)	(90)	(93)
	グループホーム	0 (0%)	23	50	93 (33.2%)
里親等		37 (13.1%)	57	70	94 (33.6%)
	里親	(32)	(45)	(55)	(64)
	ファミリーホーム	(5)	(12)	(15)	(30)
合計		283	280	280	280

( ) 内の数字は内数

## (2) 家庭的養護計画推進のための取組

### ア 本体施設の小規模化・地域分散化に対する支援

県内にある7施設のうち小規模グループケア実施のための大規模改築が終了した施設が2施設あり、大規模改築を計画している施設が1施設あります。残りの4施設は小規模化のための改築・改修が必要であり、その実施を図ってまいります。

小規模グループケアやグループホームの運営については、国が示す小規模化等の手引き（平成24年10月の「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」）を参考として、人員配置を工夫するとともに、管理宿直や家事支援等を行う非常勤職員について、学生や主婦、人生経験豊富な年配者等の活用を図っていくこととします。

グループホームについては、現在、県内では開設ができていませんが、期間内に全ての児童養護施設で開設できるよう図ってまいります。

### イ 家庭養護の推進

社会的養護については、原則として家庭養護を優先する必要があります。

里親経験者の体験発表などフォーラムの開催や説明会など里親制度の周知を図ることによって、里親登録を増やしていきます。

そのために、児童養護施設4施設、乳児院1施設に配置している里親支援専門相談員を全施設に配置することを目指します。

また、児童相談所は里親委託の可否を優先して検討するとともに、里親委託を進めるための担当の専任化や研修の充実等体制強化を図ります。

以上の取組により里親登録を推進するとともに、ファミリーホームについては、里親に比べ被措置児童の保護者からの理解が得やすい面があり、またファミリーホームの増加が里親等委託率の向上に直接つながっていくことから、児童養護施設によるファミリーホームの設置を含め、その推進を図っていきます。

### ウ 児童心理治療施設（情緒障害児短期理治療施設）の整備

近年、家庭教育力の欠如や被虐待経験等により心身の不調や問題行動を示す児童が多くみられ、定期的な心理治療的援助を必要とするケースが増加していますが、現在、県内には施設がない状況です。こうした状況から児童心理治療施設について、早期の開設を目指します。

### エ 国への要望

佐賀県家庭的養護推進計画の達成するためには、職員確保等の課題が多くあります。今後、施設との綿密な協議を進めていきますが、必要となる施設の改修や職員の配置基準の改善の財源措置等については、今後とも国に要望していくこととします。